

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月17日

【会社名】 株式会社Nuts  
(旧会社名 株式会社COMMONWEALTH・エンターテインメント)

【英訳名】 Nuts Inc.  
(旧英訳名 Commonwealth Entertainment &Co.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 浩章

【本店の所在の場所】 東京都港区東麻布三丁目3番1号

【電話番号】 03(3568)5020

【事務連絡者氏名】 総務部 部長 尾崎 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋三丁目3番1号

【電話番号】 03(3568)5020

【事務連絡者氏名】 総務部 部長 尾崎 孝

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】

その他の者に対する割当株式	
株 式	999,360,000
円	
第3回新株予約権	7,981,000円
第4回新株予約権	7,981,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に 新株予約権の行使に際して払い込む べき金額の合計額を合算した金額	1,015,322,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	13,880,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1 本有価証券届出書による第三者割当による本新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）

については、平成28年10月17日（月）開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	13,880,000株	999,360,000	499,680,000
一般募集			
計(総発行株式)	13,880,000株	999,360,000	499,680,000

(注) 1 発行価額の総額を、割当予定先に対して第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
72	36	1,000株	平成28年11月2日(水)	-	平成28年11月2日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込及び払込の方法は、次の通りとします。

申込期間内に、下記申込取扱場所に株式申込書を提出し、下記払込取扱場所に発行価額の総額を振り込むものとする。

4 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社Nuts 総務部	東京都港区東麻布三丁目3番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店	神奈川県横浜市西区北幸1丁目2番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

## (1) 【募集の条件】

発行数	6,940,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	金7,981,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.15円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.15円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1,000個
申込期間	平成28年11月2日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Nuts 東京都港区東麻布三丁目3番1号
払込期日	平成28年11月2日（水）
割当日	平成28年11月2日（水）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店

（注）1．第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）証券の発行については、平成28年10月17日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、当社及び本新株予約権の割当予定先との間で、本新株予約権の「総額買受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社Nuts 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権 の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。</p> <p>2. 本新株予約権 の目的である株式の総数は、6,940,000株(以下「割当株式数」という。)であり、本新株予約権 1個あたりの目的である株式の数は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権 のうち、当該時点で行使されていない新株予約権 の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。但し、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権 の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 新株予約権 の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、72円とする。</p> <p>3. 当社は、新株予約権 の割当日後、当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合でも、行使価額を調整しない。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	507,661,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権 の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権 の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権 の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権 の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年11月2日(水)(本新株予約権の払込完了以降)から平成30年11月1日(木)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社Nuts 東京都港区東麻布三丁目3番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権 の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、新株予約権 の割当日以降いつでも、当社取締役会が新株予約権 を取得する日(以下「取得日」という。)を定めた場合は、取得の対象となる新株予約権 の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、新株予約権 1個につき新株予約権 1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権 の全部又は一部を取得することができる。新株予約権 の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 新株予約権 の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで新株予約権 を行使することができないものとし、本新株予約権 の行使請求の方法(注2)の定めにかかわらず、当社は、新株予約権 の行使請求に応じる義務を負わない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権 の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1. 本新株予約権の行使指示

本新株予約権の総額買受契約においては、株価が発行決議日前日の終値(「基準日終値」という。)を5営業日連続して下回っていない状況において、当社が行使指示を行った場合、割当先は、20営業日以内に、指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨が規定されております。なお、行使指示の是非、行使を指示する予約権の個数については、当社の経営会議において決定します。

## 2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下「本新株予約権行使請求書」という。)に、行使請求しようとする本新株予約権の数等を表示し、請求の年月日等必要事項を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、本新株予約権の行使請求に基づき出資される金額総額を現金にて払込取扱場所として「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3. 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所として定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

## 4. 本新株予約権の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## 5. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第3回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 6. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）】

## (1) 【募集の条件】

発行数	6,940,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	金7,981,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.15円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.15円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1,000個
申込期間	平成28年11月2日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Nuts 東京都港区東麻布三丁目3番1号
払込期日	平成28年11月2日（水）
割当日	平成28年11月2日（水）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店

（注）1．第4回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。なお、本新株式発行及び本新株予約権、本新株予約権の発行を総称し、「本件増資」といいます。）の発行については、平成28年10月17日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、当社及び本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総額買受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社Nuts 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権 の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。</p> <p>2. 本新株予約権 の目的である株式の総数は、6,940,000株(以下「割当株式数」という。)であり、本新株予約権 1個あたりの目的である株式の数は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権 のうち、当該時点で行使されていない新株予約権 の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。但し、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権 の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 新株予約権 の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、72円とする。</p> <p>3. 当社は、新株予約権 の割当日後、当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合でも、行使価額を調整しない。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	507,661,000円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権 の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権 の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権 の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年11月2日(水)(本新株予約権の払込完了以降)から平成30年11月1日(木)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社Nuts 東京都港区東麻布三丁目3番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権 の一部行使はできない。</p> <p>2. 2. 本新株予約権 の総額買受契約において、当社 が、あらかじめ割当先に通知することで、割当先が行使をできない期間(当該通知を行うことを「行使停止」といい、行使停止を指定する期間を「行使停止期間」という。)を定めることができる旨規定されており、行使停止期間中は行使してはならない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、新株予約権 の割当日以降いつでも、当社取締役会が新株予約権 を取得する日(以下「取得日」という。)を定めた場合は、取得の対象となる新株予約権 の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、新株予約権 1個につき新株予約権 1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権 の全部又は一部を取得することができる。新株予約権 の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 新株予約権 の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで新株予約権 を行使することができないものとし、本新株予約権 の行使請求の方法(注3)の定めにかかわらず、当社は、新株予約権 の行使請求に応じる義務を負わない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権 の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。



代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権 の行使指示

本新株予約権 の総額買受契約において、当社が、あらかじめ割当先に通知することで、本新株予約権 の全部又は一部につき、行使停止期間を定めることができる旨規定されており、これにより、資金ニーズを大幅に超過した割当先からの行使をある一定程度抑制することができることから、一度に極端な希薄化が生じることが無い様配慮し、資金ニーズに応じた機動的な資金調達が可能となります。当社が行使停止を行う状況及びその方法は以下の通りであります。

- (1) 発動条件：現時点で協議中のコンテンツ取得に関して、今後の協議が長引く可能性があると当社が判断した場合
- (2) 停止指定の方法：行使停止期間及び行使停止を指定する本新株予約権 の個数を記載した停止指定通知書を割当先に交付する。
- (3) 発動に関する決定機関：本新株予約権 の総額買受契約において、特段の定めはありませんが、原則として、当社経営会議にて、発動に関する条件の検証及びその期間並びにその個数を取り決めるものとします。

2. 本新株予約権 の行使請求の方法

本新株予約権 の総額買受契約においては、株価が基準日終値を10営業日連続して下回っていない状況において、当社が行使指示を行った場合、割当先は、20営業日以内に指定された数の本新株予約権を行使しなければならない。ただし、行使日前日までの株価が基準日終値を下回った場合、割当先は行使しないことができる旨が規定されております。なお、行使指示の是非、行使を指示する予約権の個数については、当社の経営会議において決定します。

なお、新株予約権を第3回、第4回に分けた理由としましては、資金ニーズがない場合は、取得条項や第4回に付しております停止指定(後述する行使停止期間を指定することをいいます。以下同じ)により、希薄化を抑制することが可能となる(1)ことに加え、行使指示により、割当先に新株予約権を行使していただくことで、ニーズに合わせた機動的な資金調達ができる可能性が高まるものと期待しており、割当先と協議の上、条件の異なる2回に分けることとしたものであります。(2)

- (1) コンテンツ取得に関して、今後の協議が長引く可能性があると当社が判断した場合は、第4回に付しております停止指定により、希薄化を抑制することが可能となります。また、そもそも協議がとん挫し、他のコンテンツも取得できる見込みがなくなった場合には、取得条項により新株予約権を取得した上で、これを消却することにより希薄化を抑制することが可能となります。
- (2) 当初、当社が、長谷川隆志氏に対して、新株予約権の引き受けと、資金ニーズに対応した機動的な行使を要請したところ、株価が堅調である状況において、約5億円程度であれば、ご協力いただける旨の見解を示されております。

また、当社といたしましては、取得に関して協議中のコンテンツと今後の成長戦略を鑑み、新株予約権の発行・行使により約10億円を調達したいと考えていたため、同氏に追加引き受けが可能か否かを相談したところ、更なる企業価値向上が図れるのであれば、協力可能との見解を得たものであります。

しかしながら、少なくとも追加承了した部分については、短期的な株価下落局面での行使指示には対応できない可能性があるとの同氏の意向を踏まえ、発行する新株予約権を2回に分け、行使指示に対する条件を区分したものであります。

3. 本新株予約権 の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権 を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下「本新株予約権 行使請求書」という。)に、行使請求しようとする本新株予約権 の数等を表示し、請求の年月日等必要事項を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権 行使請求書の提出に加えて、本新株予約権 を行使請求しようとする新株予約権者は、本新株予約権 の行使請求に基づき出資される金額総額を現金にて払込取扱場所として「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

4. 本新株予約権 の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権 の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所として定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

5. 本新株予約権 の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権 にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

6. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第4回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権 発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権 の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 6 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,014,682,000	21,000,000	1,993,682,000

(注) 1. 払込金額の総額の内訳は、株式の発行価額の総額999,360,000円、新株予約権の払込金額の総額15,962,000円、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額999,360,000円です。なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株発行に係る諸経費14百万円の内訳は、登記費用・司法書士手数料約4百万円、弁護士費用・第三者委員会関連費用約5百万円、割当先調査費用・東京証券取引所上場手数料・印刷費用等約1百万円、本件増資におけるアドバイザーである㈱アセットレボリューションへのアドバイザーフィー約4百万円であります。また、本新株予約権の発行諸費用概算額7百万円については、本新株予約権が当初の行使価額ですべて行使されたと仮定した場合の、登記費用・司法書士手数料等として約4百万円、割当先調査費用・東京証券取引所上場手数料・印刷費用等約1百万円、新株予約権の発行価額の算定費用約2百万円としております。

## (2) 【手取金の使途】

第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行・行使による差引手取概算額約2,000百万円は、以下の使途に充当する予定であります。

## 新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各種権利購入費用等( 1)に充当	800	平成28年11月から平成29年9月末まで随時。
運転資金等( 2)に充当	200	平成28年11月から平成30年4月末まで随時。

支出予定時期は、案件の契約完了時期までの期間で、今後各コンテンツホルダーとの協議により決定するため、現時点では案件の契約完了予定時期を記載しております。

なお、当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の管理する銀行口座にて管理いたします。

( 1) 当社のコンテンツ事業は、パチンコ・パチスロ遊技機における、タレント、アーティスト、アニメ等を使ったキャラクタービジネスの一環として様々な商品の企画・製造・販売及び版權管理や契約仲介業務が主要事業となっております。コンテンツホルダーよりコンテンツの使用権等を仕入れ、遊技機メーカーに販売することが基本であります。

現在協議中又は今後協議を開始する予定の、複数のアーティストに係るコンテンツの使用権等のうち、具体的な協議が進捗しているアーティストAに係るコンテンツ使用権等(名称使用料、音楽原盤/複製使用料、音楽出版/複製使用料、プロモーションビデオ/基本使用料、音楽出版/基本使用料、広告契約料等)の仕入れにかかる費用約800百万円を見込んでおります。支出予定時期は平成28年11月から平成29年10月末まで随時です。現在は所属音楽事務所担当者と付帯条件等を協議しております。取得費用の約800百万円は、当社代表取締役代表森田と交流のあるコンテンツホルダーや遊技機メーカーへのヒアリングに基づいて推定した金額であります。アーティストAに係るコンテンツ使用権等の仕入れには、協議を進める上で、必要となる取得資金を当社が確保している状態とする必要があるものと認識しており、現状の当社の財務状況を鑑み、新株式の発行により調達することとしたものであります。

なお、今後の協議により対象となるコンテンツ使用権等の仕入れができなかった場合、当該資金使途の一部または全部が、他のアーティストの権利に変更となる場合があります。また本ビジネスモデルの仕組み上、当社がコンテンツホルダーから限定的な使用権を購入するための新株式の発行により調達した資金は、パチンコ・パチスロ遊技機メーカーに販売することにより回収することができますが、回収後の資金の使途については現時点では未定です。

( 2) 今回のコンテンツ取得による事業拡大に伴い、人員増(当社といたしましては、今後1年から1.5年程度の間に管理職クラス及び実務担当者を複数名採用する方針であります。)を見込んでおり、その採用費、人件費等として約100百万円、人員増に伴う執務スペース確保に必要な事務所家賃の増額分約53百万円、事業拡大に伴う販売促進及び広告費等の増額分約17百万円、発行済株式の増加に伴う一般管理費等約30百万円を見込んでおります。

## 新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
--------	---------	--------

パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各種権利購入費用等( 1)に充当	1,000	平成28年11月から平成30年9月末まで随時。
--------------------------------------	-------	-------------------------

支出予定時期は、案件の契約完了時期までの期間で、今後各コンテンツホルダーと協議により決定するため、現時点では案件の契約完了予定時期を記載しております。

なお、当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の管理する銀行口座にて管理いたします。

- ( 1) 現在協議中又は今後協議を開始する予定の複数のアーティストの権利のうち、当社として取得意欲の高い複数のアーティストの権利(1~2件)取得にかかる費用約1,000百万円(名称使用料、音楽原盤/複製使用料、音楽出版/複製使用料、プロモーションビデオ/基本使用料、音楽出版/基本使用料、広告契約料等)を見込んでおります。取得費用の約1,000百万円は、当社代表取締役社長森田と交流のあるコンテンツホルダーや遊技機メーカーへのヒアリングに基づいて推定した金額であります。協議の進捗に合わせて、割当先に新株予約権の行使指示をすること及び新株予約権に行使停止期間を定めることにより、コンテンツ取得の協議の進捗が見込まれない状況における希薄化を一定程度抑制することができるものと認識しております。支出予定時期は平成28年11月から平成30年10月末まで随時です。

#### パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各種権利購入費用等

本件増資における第三者割当による新株式及び新株予約権の発行等で調達する資金約2,000百万円のうち、パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各種権利購入費用等の資金として約1,800百万円を充当する予定であります。

当社は、平成28年4月26日付け「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(以下「前回増資」( 1)といたします。 )にて開示いたしました通り、約3億円を調達し、その資金により、コンテンツ事業の一取引における契約上の地位を譲り受け、コンテンツ事業再興の途についたところであります。

併せてマーケット環境も、いわゆる業界の「パチンコ釘問題」( 2)が、再生に向けた追い風になると考えております。これは、不正改造されたパチンコ台が全国に流通していた問題で、業界団体が構成する「パチンコ・パチスロ産業21世紀会」から、今年末までに約72万6千台(2月約4万8千台、3月約8万8千台、6月約58万9千台)のパチンコ台を自主回収するとの報道も出ております。(6/30付読売新聞)

当社といたしましては、これらの新台入れ替えに際して、コンテンツのニーズが高まると考えており、できるだけ速やかに優良なコンテンツの権利を得ることが出来れば、収益の向上が期待できるとの判断から、現状の当社において、必要な投資であると認識しております。

- ( 1) 前回増資のうち、プロス社のコンテンツ事業における一取引の契約上の地位の譲渡に係る費用200百万円、アミューズメント事業における新規出店費用10百万円につきましては既に実行済みです。運転資金等として、人件費等30百万円、事務所家賃5百万円、販促及び広告費20百万円、一般管理費10百万円、株主総会費用10百万円、納税費用15百万円の90百万円を見込んでおりましたが、これまでに約68百万円を資金使途通りに充当済みであり、8月末時点で約22百万円の未充当残高となっております。当該前回増資の未充当残につきましては、今後想定通りに支出する見込みであり、今回増資の資金使途と重複するものではありません。
- ( 2) 今までのパチンコ台は釘の位置で出玉を調整する事が当たり前となっております。元々パチンコ台は釘を出荷時から変えてはいけなく、改造してはいけないということが法律で決まっております。これは従前より警察から指導されておりましたが、平成27年6月から警察庁から本格的に指導が入ることになりました。今出回っているパチンコ機約300万台(全日本遊技事業協同組合連合会調べ)は、ほぼすべて釘調整による出玉管理を行っており、そもそもメーカーが出荷段階で釘調整をし、玉が入りにくいように不正している事が指摘され、これらすべてを改造機と判断されることになりました。
- また、この問題によるパチンコ台の入れ替えに伴い、各メーカーはコンテンツの確保を喫緊の課題としており、当社といたしましては、各メーカーにおいて、コンテンツ需要が大幅に増加しているものと認識しております。

#### 運転資金等

今回のコンテンツ取得による事業拡大に伴い、人員増(当社といたしましては、今後1年から1.5年程度の間管理職クラス及び実務担当者を複数名採用する方針であります。 )を見込んでおり、その採用費、人件費等として約100百万円、人員増に伴う執務スペース確保に必要な事務所家賃の増額分約53百万円、事業拡大に伴う販売促進及び広告費等の増額分約17百万円、発行済株式の増加に伴う一般管理費等約30百万円を見込んでおります。これら足元の固定費を確保することで、今後の事業を推進してまいり所存であります。

想定どおりの調達ができなかった場合の方針(使途の優先順位や、使途を変更するのか、他の手段で調達するのかなど)

本件増資は、前述いたしました通り、現在協議中及び今後協議を開始する予定のコンテンツにかかる契約上の地位の取得にかかる費用とそれらの取得に伴い増加する販売費および一般管理費を用途とした資金調達であり、一度に希薄化することをある程度抑制するとともに、協議進捗に応じた機動的な資金調達を可能とすべく、一部を新株予約権の発行としたものであります。

本新株予約権は、割当先との協議により、株価等が合意した一定条件をクリアしている場合、会社の行使指示に従い、行使していただける旨を合意する予定であり、これにより、必要な資金を調達できる可能性が高くなりますが、条件がクリアされない場合等には、新株予約権が行使されず、想定通りの調達できない可能性があります。そのような状況に至った場合、当社といたしましては、コンテンツホルダーとの協議進捗や事業の進捗により、今後回収可能な資金を睨みながら、当社単独での調達が難しい場合には、コンテンツ事業の一部につき、資金力のある法人・個人と共同で事業に取り組むことも視野に入れてまいります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

新株式

## a. 本新株式の割当予定先の概要

名称	コロンビア合同会社	
所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号	
会社の目的	株式の保有、売買並びにその他の投資事業、経営コンサルタント業	
資本金の額	100千円（コロンビアHD合同会社100%出資）	
代表社員の概要	名称	コロンビアHD合同会社
	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号
	職務執行者の氏名	職務執行者大木 智子
	事業内容	株式の保有、売買並びにその他の投資事業、その他
	資本金	100千円
主たる出資者及び出資比率	コロンビアHD合同会社100%	

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成28年9月30日（金）現在のものです。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項なし	
資金関係	該当事項なし	
技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし	

(注) 提出者と割当予定先との間の関係欄は、平成28年9月30日（金）現在のものです。

新株予約権（第3回、第4回）

## a. 新株予約権の割当予定先の概要

名前	長谷川 隆志	
住所	東京都港区赤坂	
職業の内容	勤務先の名称等	該当事項なし
	所在地	該当事項なし
	事業の概要	該当事項なし

## b. 提出者と上記割当予定先との間の関係

出資関係	なし
人事関係	該当事項なし
資金関係	該当事項なし
技術関係	該当事項なし
取引関係	該当事項なし

## c. 割当定先の選定理由

新株式

新株式の割当先であるコロンビア合同会社は、当社株式を所有する目的で設立された会社であります。今回の第三者割当増資を引き受けるに当たりコロンビアHD合同会社より当該資金を借り入れております。また、コロンビアHD合同会社は大手芸能事務所の役員等よりの匿名組合出資をうけ、コロンビア合同会社に営業目的であります増資資金の貸付を行っております。

増資の引受を表明いただいた方々は、大手芸能事務所の役員等であるため、これらの方々から調達した資金を、ある特定の大手芸能事務所等が権利を有するコンテンツの取得費用に充当することに差支えがあり、また、一部の大手芸能事務所のみとの資本提携は得策でないとの判断から、本件増資をどのように進めれば良いかを、当社へ以前からアプローチがあった㈱アセットレボリューション(東京都港区虎ノ門2-3-22、代表者：林 慎一、以下「アセットレボリューション」といいます。)を本件増資のアドバイザーに選任し、7月中旬より協議を開始いたしました。

その後、アセットレボリューションから、本件増資における新株発行のスキームを提案されたものであります。当該スキームにより、各出資者は自らの出資額、出資比率しかわからず、また直接的な議決権の行使がなされないため、当社が本件増資にて調達する資金を使ってコンテンツを取得するにあたり、各出資者に対して中立性を保つことが可能となり、各出資者の出資額の多寡にかかわらず、最適なコンテンツを選択することで、企業価値の向上が期待されます。

具体的には、取引関係者(1)等は、コロンビアHD合同会社(2)に対し、匿名組合出資を行い、コロンビアHD合同会社はコロンビア合同会社に営業目的であります増資資金の貸付を行い、当社は、当該コロンビア合同会社に当社普通株式を割り当てることといたしました。最終的な資金の出し手である取引関係者等との間に2社の合同会社を挟むスキームとなった理由は、コロンビアHD合同会社は様々な銘柄に投資することを目的としているため、取引関係者等から当社専用に投資をする合同会社(コロンビア合同会社)を介して投資して欲しいとの意向があったことによります。

- (1) 取引関係者とは、音楽事務所等が権利を有するコンテンツホルダーの方々、および遊技機メーカー、日常取引のある業者様であります。また、出資者との差異については、当該出資者の中には、当初、匿名組合出資に前向きであった遊技機メーカーの役員が、タイミングにより見送りになってしまったため、取引先のみならず、アセットレボリューションの紹介による投資家(3名)がはいっていることです。
- (2) 匿名組合出資者は法人1社、個人15名であります。当社の増資に協力はして頂けるものの、営業者であるコロンビアHD合同会社との間で締結された匿名組合契約に基づき、出資されており、その属性・氏名等を開示できません。コロンビア合同会社が清算されることとなった場合、割り当てた当社普通株式の内、残存する株式が、匿名組合出資比率に応じて、現物分配される可能性があります。また、本匿名組合契約書の規約において、本匿名組合契約の期間は、平成28年10月7日から2年経過後の応当日までとなっております。

なお、当社と新株式の割当先であるコロンビア合同会社との間における本件増資に係る割当新株式について、本新株式払込期日であります平成28年11月2日から2年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。

また、各匿名組合出資者の意向により、コロンビア合同会社が清算された場合、各出資者が当社の株主となる可能性があります。各出資者についても同様の確約を得る予定であります。

#### 新株予約権

当初、コロンビア合同会社に対して、20億円総額の割当を行うことを考えておりましたが、現時点において、コンテンツの協議が完了しているわけではなく、今後の協議によっては、取り組みが出来ない可能性や、現在協議の進んでいないコンテンツの取得資金に変更となる可能性があります。

総額を新株発行により調達し、協議が想定通りに進捗しなかった場合、単に発行済株式の希薄化が生じ、業績向上につながらないまま、手元に資金が残るだけという状況に陥る可能性も否めず、既存の株主の皆様にも配慮し、一度に希薄化だけが生じることが無いように、コンテンツ取得に関する今後の協議進捗に合わせて機動的に資金が調達できるよう、10億円を新株発行により調達し、10億円については新株予約権を発行することといたしました。

なお、本新株予約権の割当先である長谷川隆志氏(以下「長谷川氏」という。)は、当社代表取締役社長森田が、今回の増資を検討していただける投資家を探している際に、大手コンテンツホルダーの社長から、コンテンツ事業にノウハウを有する同氏を紹介され、当初、他の投資家同様、匿名組合への出資を要請し、これを応諾いただいております。

全て新株式の発行による資金調達から新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせる資金調達を行うという本件増資のスキーム変更に伴い、各匿名組合出資者と協議した結果、今後の当社の再生に寄与する機動的な新株予約権の行使について理解を示していただき、ある一定条件のもと当社の資金ニーズに応じて行使を進めることについて合意が得ら

れた長谷川氏に新株発行にかかる匿名組合出資にご協力いただくとともに、本新株予約権の発行にもご協力いただく事となったものであります。

また、長谷川氏は、大手プロダクションや大手芸能事務所、遊技機メーカーの関係者との人的なネットワークを有しており、これらのネットワークを活用し、これまでも多くのコンテンツ関連ビジネスを成功させた資産家(1)で、紹介者からコンテンツに関する豊富なノウハウを有していると同っており、長谷川氏からも、本件増資による取り組みを通じて、当社の企業価値向上に向け、同氏からできる限りの協力を得られると聞いております。

長谷川氏の人的ネットワークに関しましては、本件増資にあたり、大手プロダクションや大手音楽事務所、遊技機メーカーの複数の関係者との協議に際して、当社代表取締役社長森田が同氏に関するヒアリングを行ったところ、同氏がキーパーソンとしての役割を果たして成功させたコンテンツ関連ビジネスが多数あることを確認しております。

当社といたしましては、本件増資により、有力なコンテンツの取得が期待され、当社の業績向上、企業価値向上が図られるものと考えております。

また、当社は、コンテンツビジネスをIP(Intellectual Property 知的財産)ビジネスととらえなおし、本件増資における匿名組合出資者や新株予約権の割当先である長谷川氏の人的ネットワークを最大限に活用し、著作権領域(アミューズメント事業)、肖像権領域(エンターテインメント事業)、産業財産権領域(業態開発事業)において事業展開していくことを検討しております。これらの事業領域の拡大により、更なる収益性の向上を図ってまいり所存であります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

##### 本新株式

コロンビア合同会社に割当てる本新株式の総数は13,880,000株であります。

##### 本新株予約権(第3回、第4回)

長谷川隆志氏に割り当てる本新株予約権(第3回、第4回)の目的である株式の総数は13,880,000株(新株予約権は13,880,000個)であります。

#### e. 株券等の保有方針

##### 新株式

新株式の割当先のコロンビア合同会社の保有方針に関しましては、特段の取り決めは無く、あくまでも純投資とのことであり、株価次第では売却する可能性があるとのことであります。

また、コロンビア合同会社が清算された場合、各匿名組合出資者の意向により、コロンビア合同会社が保有する株式数を匿名組合出資比率に応じて出資者に現物を分配し、各出資者が当社の株主となる可能性があります。各出資者の保有方針は確認しておりません。

なお、当社と新株式の割当先であるコロンビア合同会社との間における本件増資に係る割当新株式について、本新株式払込期日であります平成28年11月2日から2年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。また、各匿名組合出資者の意向により、コロンビア合同会社が清算された場合、各出資者が当社の株主となる可能性があります。各出資者についても同様の確約を得る予定であります。

##### 新株予約権

新株予約権の割当先である長谷川氏の保有方針に関しましては、特段の取り決めは無く、あくまでも純投資とのことであり、株価次第では売却する可能性があるとのことであります。

当社といたしましては、新株式発行により新たに発行される株式・新株予約権の行使により発行される株式が、早期に売却される可能性はあるものの、当社が早期再生を図り、成長路線に戻すことで、企業価値の向上に努めることが、現状考えられる最良の選択であると判断しており、割当先の保有方針はやむを得ないものと判断いたしました。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

出資者と匿名組合契約を締結したコロンビアHD合同会社より、今回の割当先であるコロンビア合同会社が今回の第三者割当による新株式を引き受けるための資金を借り入れ、その資金の残高を、コロンビア合同会社の取引銀



行口座の残高明細により確認するとともに、これらの資金をもって、払込みが可能である旨聴取しております。さらに、出資者には匿名組合契約締結面談時において、今回の資金については余裕資金であると口頭で確認しており、自己資金であると判断しております。

また、長谷川氏が、本件増資により発行する第3回及び第4回新株予約権の発行価額の総額並びに第3回新株予約権の行使額の全額および第4回新株予約権の行使額の一部に付き行使可能な自己資金を有していることを、同氏の通帳の写し等を入手したことに加え、当社代表取締役社長森田が同氏へのヒアリング(同氏が保有する他の預金通帳の確認、資産等の視認を含む)をしたことにより確認しております。

また、同氏からは、新株予約権の行使に際して、同氏の保有する資金(今後入金する見込みの資金を含む)及び同氏が保有する当社株式(今後取得する株式を含む)の一部を売却して回収する資金により行使する可能性がある旨の意向を示されております。

当社といたしましては、前述の確認により、同氏が相応の資金を有していると考えられることに加え、必要に応じて、保有株式の一部譲渡することにより、行使資金を確保することが可能と思われること等から、払込みに関する自己資金(当初の新株予約権の払込金を含む)の確保には問題ないものと判断いたしました。

#### g. 割当予定先の実態

割当先が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否かについては、当該割当先への聴取により確認するとともに、当該割当先に関して、第三者調査機関であります株式会社トクチョー(所在地:東京都千代田区神田駿河台、代表者:荒川一枝)に依頼し、対象企業・対象個人に係る各関係機関への照会等による調査を通じ、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

また、割当先から特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

コロンビアHD合同会社の出資者である一般社団法人コロンビア及び各匿名組合出資者につきましても、アセットレポリューションが、日経テレコンにおける500媒体以上の過去の反社記事検索を行う他、WEB検索を行い、さらにアセットレポリューションが正会員で独立の第三者機関である第二種金融商品取引業協会の反社チェックを実施し、金商法業者として必要な確認作業を行った上で、問題ない旨の報告を得ております。

当社といたしましては、アセットレポリューションがファイナンシャルアドバイザーを務めておりますが、第二種金融商品取引業者であり、またアセットレポリューションが正会員で、独立の第三者機関である第二種金融商品取引業協会でも調査を実施し、口頭により調査結果に対して該当なしとの報告を受けており、前述の調査結果については信頼に足るものと判断しております。

また、当社においても別途、対象者に関する風評等の情報を、当社取引先等にヒアリングを行った結果、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

契約締結面談時において、当該匿名組合出資者への聴取により、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

さらに、匿名組合出資者から特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠

#### (ア) 新株式の発行価額

本新株式の1株当りの発行価額につきましては、平成28年10月17日(月)の決議にあたり割当先とも協議の上、当該新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成28年10月14日(金))の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格(以下「終値」といいます。)である80円に0.9を乗じて得た価額を下回ることがないように考慮し、72円といたしました。

発行価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等を踏まえた上で、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社のファンダメンタル・バリューを形成しているものと判断したものであります。

当該新株式の発行価額は、当該発行に係る取締役会決議の前営業日の終値より10%ディスカウントといたしました。なお、当該ディスカウント率は、発行価額について取締役会決議の前営業日の終値に0.9を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会(以下、「日証協」という。)の自主ルールにも準拠しております。

10%ディスカウントの理由といたしましては、今回の増資に関する意向表明にあたり、新株式の割当予定先から、当社の事業について理解はいただいているものの、株価下落リスクもあるため、ディスカウント価格で引受けることにより株価下落損失を最小限化したいとの意向が示されました。当社といたしましては、ディスカウント発行を行えば株主間の平等が得られない可能性があることから、割当予定先との交渉を重ねましたが、今回の調達する資金を活用することで、当社の業績向上に繋がることが期待されること、今後の取り組みにおいて、合同会社への出資者及との協調関係が構築できること等を勘案し、これを応諾してでも資金調達を実現させることが、再生への早道であり、結果として企業価値の向上に繋がるものと判断し、日証協の自主ルールに沿って決定したものであります。

なお、当該新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日を基準に計算すると、直近6ヶ月間の終値平均が68.60円、直近3ヶ月間の終値平均が77.20円、直近1ヶ月間の終値平均が79.89円となります。上記1株当りの発行価額は、上記いずれの終値平均に対しても10%を超えるディスカウント率とはなっており、当社といたしましては、前日終値を基準に日証協の自主ルールに準拠して算定した発行価額は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

また、発行条件が割当先に対して特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会の意見からは、「当社の株式の取引価格に悪影響を及ぼす情報開示が恣意的に控えられてないか、好影響を及ぼす情報の開示が恣意的になされていないか等、当社の株式の取引価格が当社のファンダメンタル・バリューを表しているとはいえない特段の事情の有無を検証し、現時点で、当社の株式の取引価格に悪影響を及ぼす情報開示が恣意的に控えられておらず、且つ、好影響を及ぼす情報の開示が恣意的になされていないとの判断の下、前日終値が当社の企業価値を適正にあらわすものと考えられること、本第三者割当増資を行うことにより財務基盤を強化し、再生に向けた取り組みを推進することで、結果として既存株主のデメリットを最小化することができること等を総合的に勘案し、本新株式の発行価額は割当先に特に有利ではなく適法であるものと判断している。」との意見をいただいております。

#### (イ) 新株予約権の発行価額

本新株予約権の1個当りの発行価額につきましては、当社と取引関係のない独立した第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズに発行決議日前日を基準日として算定を依頼しました。

#### a. 第3回新株予約権の発行

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価80円(平成28年10月14日の終値)、権利行使価額72円、ボラティリティ56.19%(平成26年9月から平成28年9月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.283%(平成30年9月20日償還の国債レート)、割引率36.17%(割引率として、リスクフリーレート-0.283%+市場リスクプレミアム8.6%<sup>(注)</sup>対市場 0.739+クレジットコスト30.10%から算定した修正CAPMを利用)、配当率0%、第3回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第3回新株予約権は1個につき1.108円(1.108円/株)との評価である旨の報告を受けており、割当先と協議の上、1.15円を発行価額といたしました。

当社といたしましては、本新株予約権により調達する資金を、当初、新株発行により調達する予定で割当先と協議を開始しており、当社側の要請により、新株予約権による調達に変更した経緯から、割当先と協議の上、新株式の発行価格と同額の行使価額を設定しておりますが、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、本新株予約権の評価額を算定していることを鑑み、本新株予約権の行使価額の設定方法については、問題ないものと認識しております。

また、第三者評価機関による評価額が、第3回新株予約権の時価であるものと認識しており、本新株予約権の払込金額1.15円は、本新株予約権の時価(1個当たり1.108円)を下回らないことから、本新株予約権の発行は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成30年11月1日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしておりますが、株価が行使価額に代替的資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替的資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.07%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分30.10%を加えた36.17%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額72円に代替的資金調達コスト分26円を加えた98円としております。発行体による行使指示のタイミングが、発行体による取得条項発動のタイミングと同一と仮定していることから、「行使指示」については算定上加味しておりません。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり35,300株(平成26年10月15日から平成28年10月14日までの日次売買高の中央値である353,000株の10%小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものとする(日次売買高の10%という数値につきましては、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な評価機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。)

・その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり1.108円)を下回ることのないように、割当先と協議の上、本新株予約権の払込金額を1.15円といたしました。

なお、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズによる第3回新株予約権と第4回新株予約権の評価算定において、付帯条件が異なるにもかかわらず、これらの評価結果が等しくなっていることについて、企業価値の最大化に向けた行動としては、株価が一定水準に達した際に、行使指示、行使制限を発動することが最適行動となりますが、算定における理論上は、行使制限は選択せず、早期行使を促す任意取得条項の発動若しくは、行使指示を採用するという計算上の前提を置いており、これらの前提によれば行使指示条項・発動タイミングが発行体における取得条項の発動タイミングと同一と仮定していることから、結果として算定結果が同一となることは妥当であるものと判断しております。

当社といたしましては、本新株予約権の公正価格(1個あたり1.108円)と本新株予約権の払込金額(1個あたり1.15円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価格を上回る払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社監査等委員会は、東京フィナンシャルアドバイザーズとは、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、払込金額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて公正価値を算定していること等を考慮し、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を得ております。

#### b. 第4回新株予約権の発行

当該第三者評価機関からは、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価80円(平成28年10月14日の終値)、権利行使価額72円、ボラティリティ56.19%(平成26年9月から平成28年9月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.283%(平成30年9月20日償還の国債レート)、割引率36.17%

(割引率として、リスクフリーレート-0.283% + 市場リスクプレミアム8.6%<sup>(注)</sup>対市場 0.739 + クレジットコスト 30.10%から算定した修正CAPMを利用)、配当率0%、第4回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、第4回新株予約権は1個につき1.108円(1.108円/株)との評価である旨の報告を受けており、割当先と協議の上、1.15円を発行価額と致しました。

当社といたしましては、本新株予約権により調達する資金を、当初、新株発行により調達する予定で割当先と協議を開始しており、当社側の要請により、新株予約権による調達に変更した経緯から、割当先と協議の上、新株式の発行価格と同額の行使価額を設定しておりますが、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、本新株予約権の評価額を算定していることを鑑み、本新株予約権の行使価額の設定方法については、問題ないものと認識しております。また、第三者評価機関による評価額が、第4回新株予約権の時価であるものと認識しており、本新株予約権の払込金額1.15円は、本新株予約権の時価(1個当り1.108円)を下回らないことから、本新株予約権の発行は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成30年11月1日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしておりますが、株価が行使価額に代替的資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替的資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.07%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分30.10%を加えた36.17%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額72円に代替的資金調達コスト分26円を加えた98円としております。発行体による行使指示のタイミングが、発行体による取得条項発動のタイミングと同一と仮定していることから、「行使指示」については算定上加味していません。また、「行使制限」についても、発行体による行使制限のタイミングが、発行体による取得条項発動のタイミングと同一と仮定していることから加味していません。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり35,300株(平成26年10月15日から平成28年10月14日までの日次売買高の中央値である353,000株の10%小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものとする(日次売買高の10%という数値につきましては、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な評価機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。)

・その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当り1.108円)を下回ることのないように、割当先と協議の上、本新株予約権の払込金額を1.15円といたしました。

なお、第三者評価機関である東京フィナンシャルアドバイザーズによる第3回新株予約権と第4回新株予約権の評価算定において、付帯条件が異なるにもかかわらず、これらの評価結果が等しくなっていることについて、企業価値の最大化に向けた行動としては、株価が一定水準に達した際に、行使指示、行使制限を発動することが最適行動となりますが、算定における理論上は、行使制限は選択せず、早期行使を促す任意取得条項の発動若しくは、行使指示を採用するという計算上の前提をおり、これらの前提によれば行使指示条項・発動タイミングが発行体における取得条項の発動タイミングと同一と仮定していることから、結果として算定結果が同一となることは妥当であるものと判断しております。

当社といたしましては、本新株予約権の公正価格(1個あたり1.108円)と本新株予約権の払込金額(1個あたり1.15円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価格を上回る払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社監査等委員会は、東京フィナンシャルアドバイザーズとは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、払込金額の算定にあたり算定機関である東京フィナンシャルアドバイザーズが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価等を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモデルを用いて公正価値を算定していること等を考慮し、当該算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、本新株予約権の払込金額及び行使価額については適正価額であり、特に有利な金額による発行ではない旨の意見を得ております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新株及び新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ13,880,000株および13,880,000株の合計27,760,000株(議決権個数は27,760個)であり、現在の当社発行株式総数46,238,220株に対して60.04%、現在の議決権個数46,238個に対しては60.04%となるため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に該当する大規模な第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に該当いたします。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

## (1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
コロンビア合同会社	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号	-	-	13,880,000	23.09%
森田 浩章	千葉県浦安市	7,875,000	17.03%	7,875,000	13.10%
保坂 政二三	山梨県甲斐市	700,000	1.51%	700,000	1.16%
水野 親則	愛知県名古屋市	694,000	1.50%	694,000	1.15%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	574,000	1.24%	574,000	0.95%
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目333番地13	525,000	1.14%	525,000	0.87%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	431,000	0.93%	431,000	0.72%
日本証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	359,000	0.78%	359,000	0.60%
小川 博司	兵庫県姫路市	319,000	0.69%	319,000	0.53%
糸田 愛	群馬県太田市	305,000	0.66%	305,000	0.51%
計	-	11,78,000	25.48%	25,662,000	42.68%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日(木)時点の株主名簿を基に、平成28年5月12日(木)払込みの第三者割当増資による増加分を加味し、平成28年9月30日(金)までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果を基にして作成しております。

2 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## (2) 本新株式割当及び本新株予約権全部行使後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
コロンビア合同会社	東京都港区虎ノ門二丁目3番22号	-	-	13,880,000	18.76%
長谷川 隆志	東京都港区	-	-	13,880,000	18.76%
森田 浩章	千葉県浦安市	7,875,000	17.03%	7,875,000	10.64%
保坂 政二三	山梨県甲斐市	700,000	1.51%	700,000	0.95%
水野 親則	愛知県名古屋市	694,000	1.50%	694,000	0.94%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	574,000	1.24%	574,000	0.78%
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目333番地13	525,000	1.14%	525,000	0.71%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	431,000	0.93%	431,000	0.58%
日本証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	359,000	0.78%	359,000	0.49%
小川 博司	兵庫県姫路市	319,000	0.69%	319,000	0.43%
糸田 愛	群馬県太田市	305,000	0.66%	305,000	0.43%

計	-	11,782,000	25.48%	39,542,000	53.44%
---	---	------------	--------	------------	--------

- (注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年3月31日(木)時点の株主名簿を基に、平成28年5月12日(木)払込みの第三者割当増資による増加分を加味し、平成28年9月30日(金)までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果を基にして作成しております。
- 2 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 3 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先である長谷川氏にて保有されます。今後割当予定先である長谷川氏による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

前回増資の際にも、取引関係者等に、第三者割当増資について、打診したところ、G C注記が付された状況であり、債務超過懸念もあった当社の財務状況では、難しいとの見解が示されておりましたが、複数の投資家や取引関係者等から、それらの改善が見込まれるのであれば、協力可能である旨の表明をいただいております。

当社といたしましては、前回増資により、財務基盤の強化を図れたこと及び取得したコンテンツ事業により、一部成果が出始めたことから、これらの投資家等に対して、当社の財務状況が改善に向かっていることをご理解いただけるものと判断いたしました。

いわゆる「パチンコ釘問題」への対応もあり、今、20億円程度の資金を調達することができれば、遊技機メーカーに求められているコンテンツを確保でき、当社の業績拡大及びG C注記の早期解消に繋がるものと判断し、今回の資金調達を検討することといたしました。

本件増資により増加する新株式は、発行する新株式及び新株予約権が全て行使された場合、27,760,000株(議決権ベースで27,760個)で、現在の発行済株式数46,238,220株の60.04%(議決権を有しない株式として188,220株を控除した議決権46,050個ベースで60.28%)にあたります。なお、本件増資の前6ヵ月以内に発行された株式を考慮した場合の増加する新株式は35,635,000株(議決権ベースで35,635個)で、前回増資の前の発行済株式数38,363,220株の92.89%(議決権を有しない株式として188,220株を控除した議決権38,175個ベースで93.35%)にあたります。

当社といたしましては、新株発行によるコンテンツ事業資金を早期に調達することで、いわゆる「パチンコ釘問題」の対応でニーズの見込まれるコンテンツを確保することができれば、収益機会を拡大することができるものと考えており、これにより業績の早期回復を図ることにより、企業価値向上が期待されること、資金調達により、当社の与信力が向上し、より多くの情報を入手することで将来の業績の積み上げが期待できること等から、本件増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

また、本件増資により発行される株式の合計約27,760,000株を、本新株予約権の行使期間である2年間(1年間の営業日を245日として計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は約57,000株となり、これは当社株式の直近6ヵ月間における1日当たりの平均出来高約1,420,000株に対して約4.0%に相当し、十分に市場で円滑に売却できる水準であると考えております。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、本件増資に関する協議を行うにあたり、資金調達の方法に関して、様々な選択肢を検討してまいりました。まず、借入金等による資金調達ですが、現状の当社の財務状況やG C注記が付された状況では、金融機関等における当社の信用状態は良好とは言い難く、当社への融資に関して、金融機関としては慎重にならざるを得ない状況であると思われま

す。調達する資金の使途は、コンテンツの取得資金であり、調達した資金で取得する権利が担保に供することに馴染まず、当社の現状では、追加で担保提供できる様な資産を有していないことに加え、優良なコンテンツ獲得のためには、まとまった資金を早期に確保する必要があるため、借入による資金の調達は困難であると考え、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。

また、公募増資あるいはライツ・オファリングを実施しても、現状の当社の財務基盤や業績、出来高や株価の動向を鑑みると、新たなコンテンツ獲得に必要な約20億円の資金を調達するに十分な応募を見込むことは困難であるものと想定されること、上記の通り早期に調達の目的をたてることが重要であると思われること等から、当社の現状に理解を頂いた投資家を対象とする第三者割当という方法を選択するのが最適であるという結論に至りました。

なお、前述いたしました通り、一度に大幅な希薄化が生じることを少しでも軽減すべく、本新株式の発行により約10億円を調達し、今後のコンテンツ獲得に関する協議の進捗に合わせ、機動的に調達できる様、本新株予約権の発行・行使により約10億円を調達することといたしました。( )

( ) 当社のコンテンツ事業は、パチンコ・パチスロ遊技機における、タレント、アーティスト、アニメ等を使ったキャラクタービジネスの一端として様々な商品の企画・製造・販売及び著作権管理や契約仲介業務が主要事業となっております。コンテンツホルダーよりコンテンツの使用権等を仕入れ、遊技機メーカーに販売することが基本であります。コンテンツホルダーとの仕入れ協議に入るが、同時に進行している遊技機メーカーとの協議が先に整った場合などは、先に遊技機メーカーからの入金があり、必要資金が手付金等にとどまり、コンテンツの権利費用全額が必ずしも必要でない場合も生じる可能性があります。このような協議の進捗による資金需要の多寡に対応し、いたずらに希薄化を招くのを防ぎ、機動的に資金調達するため、行使指示、行使制限、取得条項等を付した新株予約権の発行としました。



また、当社は、定時株主総会の開催が予定されている時期ではなく、時間的制約から臨時株主総会を開催して株主総会決議による株主の意思確認を行うことができないものの、本件増資に係る発行条件及び手続の公正性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て本件増資を行うか否かを決定することが望ましいと判断し、本件増資に至る手続並びに本件増資に係る発行条件の決定プロセスにおいて既存株主を害する不公正が生じることを回避するべく、自らの取締役会の諮問機関として、当社から一定程度独立した者である大塚あかり弁護士(松尾総合法律事務所)( )及び監査等委員である西片大会計士並びに松尾慎祐弁護士の3名から構成される第三者委員会(以下、「本第三者委員会」といいます。)を平成28年8月23日付で設置し、本第三者委員会に対して本件増資に関する諮問を行いました。なお、各委員とも 当社との資金の貸借やその他継続取引等はなく、経営者から一定程度の独立性が確保されております。

本第三者委員会は、調査・検討の充実を期するため、設置後直ちに2名の当社役職員を調査員に選任し、調査体制を整え、資料収集と調査にあたらせました。本第三者委員会は、これまでに平成28年9月8日、9月23日、9月30日、10月11日の計4回の委員会と、委員の指示によって調査員連絡会を適宜開催したほか、当社代表者である森田その他関係者のヒアリングを実施し、委員間で綿密な連絡を取り合うなどして慎重な調査・検討を行いました。

その結果、本第三者委員会は、当社の取締役会に対し、本件増資により既存株式の希薄化が生じるものの、本件増資により調達した資金の用途は、コンテンツ事業における新規コンテンツ取得のための支払に充当するものであり、できるだけ速やかに優良なコンテンツの権利を得ることができれば、業績向上に大きく前進するものと認識しております。 当社には、本件増資により資金調達を行う具体的な必要性が認められるとともに、かかる資金調達を目的とする本件増資は、その目的の相当性が認められ、さらに、金融機関からの新規借入も困難であることから、借入れや社債発行などの負債による資金調達が著しく困難であり、株価の低迷している状況では公募増資も現実的ではなく、このように他の資金調達方法との比較では、本件増資によるほかなく、本件増資の非代替性も認められるうえ、かかる当社の資金需要とその置かれた状況に照らせば、本件増資の割当先の選定、発行価額、発行数量その他の発行条件の相当性が認められることから、本件増資の方法及び条件はいずれも相当性があると判断する旨の答申書を、平成28年10月14日付で提出しております。

このような経緯を経て、当社取締役会は、本第三者委員会の指摘を踏まえ、本第三者委員会から提出された答申を最大限尊重して、当社事業価値の向上及び当社株主利益の確保その他本件増資に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、上述の内容の判断に基づき本件増資を行うことを出席取締役全員一致で決議いたしました。

( ) 当社と大塚あかり弁護士(松尾総合法律事務所)との間には、これまでに、顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第39期）及び四半期報告書（第40期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年10月17日）までの間において生じた追加すべき事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成28年10月17日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

#### 2 臨時報告書の提出について

組込情報である第39期有価証券報告書の提出（平成28年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年9月30日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成28年6月30日提出の臨時報告書）

##### 1 提出理由

当社は、平成28年6月29日開催の当社第39回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

###### (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、森田浩章及び佐々木浩司の2氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、西片大及び松尾慎祐の2氏を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人元和を選任するものであります。

###### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	25,551	832	0	(注)1	可決 (96.85%)
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 森田 浩章 佐々木 浩司	25,834 25,843	533 524	16 16	(注)2	可決 (97.92%) 可決 (97.95%)
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 西方 大 松尾 慎祐	25,830 25,861	546 515	7 7	(注)2	可決 (97.90%) 可決 (98.02%)
第4号議案 会計監査人選任の件	25,907	476	0	(注)3	可決 (98.20%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。

#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 至	平成27年4月1日（金） 平成28年3月31日（木）	平成28年6月30日（木） 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第1四半期)	自 至	平成28年4月1日（金） 平成28年6月30日（木）	平成28年8月4日（木） 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

株式会社コモンウェルス・エンターテインメント  
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コモンウェルス・エンターテインメントの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コモンウェルス・エンターテインメントの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過去7事業年度連続して実質的な営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、当事業年度においては52,421千円の営業損失である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月26日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議し、平成28年5月12日に払込が完了している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年6月30日付けで無限定適正意見を表明している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コモンウェルス・エンターテインメントの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社コモンウェルス・エンターテインメントが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月3日

株式会社COMMONWELLS・エンターテインメント  
取締役会 御中

監査法人元和

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社COMMONWELLS・エンターテインメントの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の第1四半期会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社COMMONWELLS・エンターテインメントの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過去8事業年度連続して実質的な営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、当第1四半期累計期間においては28,422千円の営業損失である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、前任監査人によって四半期レビューが実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成27年8月13日付けで無限定の結論を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。